

●通所リハビリテーション(デイケア)●

【自己負担】

内容	日 額
昼食(おやつ代含む)	650円
日用品費	80円
教養娯楽費	80円

【介護保険負担割合証に記載された負担割合となります】

6時間以上8時間未満の場合

内 容	単位(1単位=10.17円)	
	多床室	
要介護1	726単位	
要介護2	875単位	
要介護3	1,022単位	
要介護4	1,173単位	
要介護5	1,321単位	
入浴介助加算	50単位	
※栄養改善加算	(月に2回まで)	150単位
※口腔機能向上加算	(月に2回まで)	150単位
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	230単位	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	(開始月から6か月以内)	1,020単位
	(開始月から6か月超)	700単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3か月以内	110単位
延長料金	8時間以上9時間未満	50単位
	9時間以上10時間未満	100単位
中重度者ケア体制加算	20単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	12単位	
介護職員処遇改善加算	所定単位数に4.7%を乗じた単位数	
事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき47単位を減算	

*その他がつく場合があります。

【別途加算料金】

理容代	2,500円/回
パンツタイプM	162円/枚
パンツタイプL	183円/枚
尿取りパット	43円/枚
リハビリパンツM	162円/枚
リハビリパンツL	183円/枚
フラットタイプ	64円/枚

食費・居住費(滞在費)の負担額が次の場合減額されます。
 第1段階:生活保護の受給者、住民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者
 第2段階:住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万以下の方
 第3段階:住民税非課税で、上記第2段階以外の方
 *申請等が必要となりますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

◆日用品費とは、石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、タオルやおしぼり等の費用です。

◆教養娯楽費とは、クラブやレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料や、風船輪投げ等、遊具等の費用です。